

## 「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の一部改正について

地域包括支援センター（以下「センター」と表記）の人員配置は、介護保険法施行規則において、圏域内の65歳以上人口に応じ職種（3職種：保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）及び員数が規定されているが、全国的に人材確保が困難な状況を踏まえ、職員配置の柔軟化等について改正が行われ、令和6年4月に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある、11月議会に提出する予定

### 【経緯】

#### ○令和4年12月の国の社会保障審議会介護保険部会意見

センターの職員配置基準に基づく人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することなど、柔軟な職員配置を進めることが適当である（一部省略）

#### ○令和5年地方分権改革提案

センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案

### 【概要】

介護保険運営協議会が必要と認めた場合、以下の対応とする

- ①常勤配置が必須となっていた3職種を常勤換算で配置可能
- ②複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した人数をもとに、配置基準を満たす3職種の員数を配置（2職種以上は常勤必置）

### 【現状】

国基準：第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに

- ・保健師（準ずる者含む）1人
- ・社会福祉士（準ずる者含む）1人
- ・主任介護支援専門員（準ずる者含む）1人

R6.4.1	中央(直)	久喜東(委)	菖蒲(委)	栗橋(委)	鷲宮(委)	
高齢者人口	9,174	11,986	6,911	8,282	11,492	
要介護者	1,177	1,291	759	1,061	1,345	
要支援者	348	462	245	413	306	
職員配置	保健師	2	1	1	1	1
	社福士	3	2	1	2	1
	主任ケアマネ	3	3	1	1	1
	その他	3	2	1	1	3

